

労働保険の保険料計算について

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間を単位として計算します。今回は年度更新で良くある「こんな時どうするの？」を考えていきたいと思います。

Q1) 賃金の締め日が月末ではない場合、どのように計算すればよいですか？

A1) 前年 4/1～3/31 までにある賃金の締日を基準として計上してください。

年度更新の基本的な考え方として、「保険料算定期間中（4/1～3/31）に支払いが確定した賃金は、実際の支払いがなくとも参入する」というルールがあります。そのため、月途中の締日であっても、この期間内に該当する賃金締め日を基準にします。賞与についても同様です。

例 1) 月末締め、翌月 20 日払い

→前年 5/20 支給～4/20 支給の給与額を計上します。（この期間の賞与も含む）

例 2) 毎月 25 日締め、翌月 5 日払い

→前年 5/5 支給～4/5 支給の給与額を計上します。（この期間の賞与も含む）

例 3) 毎月 15 日締め、当月末払い

→前年 4 月末日支給～3 月末日の給与額を計上します。（この期間の賞与も含む）

例 4) 月末締め、当月 25 日払い

→前年 4/25 支給～3/25 の給与額を計上します。（この期間の賞与も含む）